

平成 24 年度

国民健康保険の 保険料率が決まりました

◇問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1177)



国民健康保険料は、本市の医療費の状況により毎年算定しています。本市は1人当たりの医療費が県内でも高く、そのため保険料も高くなっています。平成23年度の1人当たりの医療費は微増しているものの、医療費総額はほぼ横ばいだったため、保険料率も同程度となりました。

国民健康保険財政の運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険料の算定方法と平成 24 年度の保険料率

1 年間の保険料 = 医療分 + 介護分※ + 後期高齢者支援分

●平成 24 年度の保険料率

	医療分	介護分※	後期高齢者支援分
所得割	10.3%	3.3%	3.3%
均等割	27,000 円	8,600 円	8,400 円
平等割	25,000 円	5,400 円	7,800 円
賦課限度額	510,000 円	120,000 円	140,000 円

※介護分は、40～64歳までの人が対象です。

【所得割】 前年の所得金額から33万円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額

【均等割】 被保険者1人につき負担してもらう額

【平等割】 1世帯につき負担してもらう額

国民健康保険料の納め方

同一世帯の被保険者の保険料を世帯主に納めていただきます。

◇普通徴収

口座振替または納付書で納めてください。納入通知書(右写真)のCの部分に納付金額、口座振替の場合はAの部分に金融機関名を記載しています。

◇特別徴収

1年間の保険料を、6回に分けて年金から差し引きされます。納入通知書Bの部分に納付金額を記載しています。

本年度から、通知書と納付書の様式を変更しました。納付書で納めていただく人については、10期分(10枚)の納付書を同封しています。なお、今年度から特別徴収が始まる人等については、納付書の枚数が異なりますので、通知書と合わせて記載内容をご確認ください。

▲新様式の納入通知書

※保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替での納付を希望される人は、通帳と届出印をお持ちのうえ世帯主名義の預貯金口座のある市内金融機関で申し込んでください。



こんなときには届出を！

職場の健康保険に加入した、家族の健康保険の被扶養者になった、住所・氏名・世帯主が変わったなど、保険証の記載内容に変更があるときには届出が必要です。異動日から14日以内に届出をしてください。届出に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

